

盗難通帳およびインターネットバンキングによる
預金等の不正な払戻し被害に対する補償について

株式会社長野銀行（頭取 田中誠二）では、全国銀行協会の申し合わせ「預金等の不正な払戻しへの対応について」を踏まえ、平成20年8月1日（金）より、個人のお客さまの盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害について、お客さまに重大な過失がある場合を除き、補償を開始することとしましたのでお知らせいたします。

当行は、これまでも預金者保護法による個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償等の取組みを実施しておりますが、お客さまの保護をより一層進める取組みとして、盗難通帳被害ならびにインターネットバンキングにおける不正利用被害についても補償を行うものです。

当行は、今後もお客さまに安全な金融サービスを提供できるよう、セキュリティの向上に取り組んでまいります。

以 上